

～防災行政無線のデジタル方式への更新に伴い 戸別受信機を無料で貸与します～

■ 防災行政無線の更新概要

防災情報や町からのお知らせなどを、伝達する仕組みとして防災行政用無線を設置しています。しかし、設備の老朽化により、防災行政無線をデジタル方式に更新します。また、防災行政無線のデジタル方式への更新に伴い、**戸別受信機を無償で貸与**いたします。



■ 戸別受信機の設置時期について

● 設置時期

①貸与のお知らせ 令和2年7月（本紙）

②設置開始 令和2年8月上旬

8月上旬～10月下旬：宮下、荒屋敷、桑原、中平、大登、川井

9月上旬～10月下旬：高清水、小山、名入、西方、大石田

9月中旬～10月下旬：滝原、早戸、大谷、浅岐、間方、松原、滝谷

※設置時期については多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

■ 更新手順

1. 請負業者が訪問

作業員証(下図参照)を付けた町の請負業者が、自宅を訪問します。

不在の場合は、不在票を投函しますので、明記された連絡先へ都合の良い日をご連絡ください。

2. 受信機及びアンテナの取り付け

室内に入り、電波の受信状況を確認します。電波の受信状況が悪い場合には、屋外にダイポールアンテナの取り付け工事を実施します。ダイポールアンテナ取付時、ケーブル引込用として、**直径2～3cm程度の穴を壁にあける場合があります。**

3. 使用方法の説明

設置完了後、受信機の使用方法を説明し、最後に受領書をいただき作業完了となります。

作業員証	
防災行政無線デジタル化改修工事	
写真	作業員：○○○○ 上記の者は戸別受信機設置作業員であることを証明する
福島県大沼郡三島町	
(有効期限2021年3月31日まで)	

配布業者を装った詐欺にご注意ください！！



※戸別受信機は無償で貸与します。
金銭の要求や振り込みをお願いすることはありません。

■ 貸与台数について

●住民基本台帳上、1世帯に対し、原則1台の貸与を予定しています。

お問い合わせ先

三島町役場 総務課 【電話】 48-5511